

財務省告示第百六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年四月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年五月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百六十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びその 会計に関する法律（平成十九年

三 振替法の適用等 法律第二十三号）第四十六条第

一 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率とし、

価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）及び価格

口 非競争入	六 イ 発						五 イ 募						
	入札発行競争額	価格競争	発行競争額	非競争入札競争	非競争入札競争	者・参加	特別参加	国債市場	札発行入	非競争入	入札発行競争	価格競争	募入決定
特別会計に関する法律第四十六	億円	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
	う	定	つ	七	計	項	国	兆	五	万	千	百	十
	ち	基	い	億	に	の	債	千	五	百	三	十	七
	づ	づ	て	三	関	規	に	百	十	七	億	六	千
	き	き	は	千	す	定	つ	十	七	億	六	千	八
	発	発	は	百	る	い	十	七	億	六	千	八	百
	行	行	は	六	基	は	十	七	億	六	千	八	百
	した	した	は	十	法	は	十	七	億	六	千	八	百
	利	利	は	万	律	は	十	七	億	六	千	八	百
	付	付	は	円	第	は	十	七	億	六	千	八	百
	千	千	は	、	四	は	十	七	億	六	千	八	百
	百	百	は	特	十	は	十	七	億	六	千	八	百
	十	十	は	別	六	は	十	七	億	六	千	八	百
	に	に	は	会	一	は	十	七	億	六	千	八	百
	規	規	は	一	十	は	十	七	億	六	千	八	百
	に	に	は	十	一	は	十	七	億	六	千	八	百
	に	に	は	十	一	は	十	七	億	六	千	八	百

十 十			九 八		七								八									
口 イ 一			振 額 最		払 込 金 額								札 発 行									
札 発 行 及	非 競 争 入 行	入 札 発 行 争 格	価 格 競 争 格	発 行 価 格 日	替 単 位	低 額 面 金	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 競 争 入 行	者 第 一 種 参 加	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入 行	者 第 一 種 参 加	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行				
厘	額	上	額	平	す	額	の	振	五	万	千	九	七	一	で	た	条	特	で	た	条	
面	の	面	成	る	の	記	載	替	万	千	五	十	万	兆	千	利	第	別	九	利	第	
金	そ	金	二	。	整	又	は	法	円	円	二	八	五	千	百	付	一	会	十	付	一	
額	れ	額	十		数	は	規	の		十	十	億	千	六	二	国	項	に	八	国	項	
百	ぞ	百	年		倍	記	定	規		九	九	三	円	百	十	債	の	関	億	債	の	
円	れ	円	四		の	録	に	定		億	億	七	六	六	十	に	す	四	十	に	規	
に	の	に	月		金	は	よ	に		七	七	万	十	十	九	つ	に	る	百	万	つ	定
つ	応	つ	十		額	、	る	よ		千	二	千	五	億	い	て	法	律	万	万	い	に
き	募	き	五		に	最	振	も		九	千	六	億	二	て	、	第	四	円	円	て	基
百	円	百	日		よ	低	替	の		百	八	十	千	三	、	額	第	十	四	四	、	づ
円	六	円			る	額	口	と		八	十	八	十	十	額	面	行	十	十	十	額	き
六	銭	五			も	の	座	金		八	十	八	十	十	面	金	十	六	十	十	額	発
銭	五	以			の	と	簿			八	十	八	十	十	額	行	十	六	十	十	額	行

十  
三  
二

初 利 発 競 加 場 び  
期 行 争 非 者 特 国  
利 入 価 ・ 別 債  
子 率 札 格 第 参 市

十  
四

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

十 十 十  
七 六 五

償 償  
還 還  
金 金  
支 額  
支 額 限

十  
九

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平 成 二 十 年 四 月 十 五 日

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

日 本 銀 行  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

平 成 二 十 二 年 四 月 十 五 日  
利 子 を 支 払 う 。  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
毎 年 四 月 十 五 日 及 び 十 月 十 五 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

年 ○ ・ 六 パーセント  
平 成 二 十 年 十 月 十 五 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ て 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。